

(公社) 全日本不動産協会 兵庫県本部  
(公社) 不動産保証協会 兵庫県本部

## 慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、当県本部の慶弔・見舞等の取扱いに関する必要な事項について定め、会員相互の親睦と会の発展を図ることを目的とする。

(規定の取扱い方法)

第2条 この規程は、全日・保証兵庫県本部を一体として取扱い、単独会員については、所属団体分のみ取扱いとする。

- 2 会員とは代表者個人を指し、法人にあつては、協会への登録上の代表者個人を指すものとする。
- 3 慶弔見舞金の支給については、当該事業年度の年会費納入済会員を対象とする。ただし、期首から3ヶ月以内に見舞金を支給しようとする場合は、前年度の年会費納入済を条件とする。

(慶弔等の種類)

第3条 慶弔及び見舞等の種類は次の通りとする。

- (1) 慶事祝
- (2) 弔慰見舞
- (3) 災害見舞

(慶事祝)

第4条 慶事祝は、以下に規定する会員の慶事を支給対象とする。

- 2 会員が叙勲・褒章及び表彰（大臣・知事その他当協会以外から受賞するもので宅地建物取引業に関し、功績を認められたもの）を受けたときは次の通り祝金等を贈呈する。

(1) 叙勲、褒章	150,000 円
(2) 大臣表彰	100,000 円
(3) 知事表彰	30,000 円
(4) 省庁局長、その他表彰	20,000 円
- 3 会員が宅地建物取引業以外の活動による表彰を受けたときは次の通り祝金等を贈呈する。

	5,000 円
--	---------

(弔慰見舞金)

第5条 弔慰見舞金は、つぎにより支給する。

- (1) 会員が死亡した場合、香料は本部長名にて 30,000 円と所属支部長名にて 20,000 円、供花は県本部長名にて 1 基と所属支部長名にて 1 基、弔電は本部長名にて行う。
- (2) 会員の配偶者が死亡した場合、香料は本部長名にて 30,000 円、供花は県本部長名にて 1 基と所属支部長名にて 1 基、弔電は本部長名にて行う。
- (3) 会員の父母が死亡した場合、香料は本部長名にて 20,000 円、供花は本部長名にて 1 基と所属支部長名にて 1 基、弔電は本部長名にて行う。
- (4) 会員の実子が死亡した場合、供花を本部長名にて 1 基と所属支部長名にて 1 基、弔電は本部長名にて行う。

(災害見舞金)

第6条 災害見舞金は、会員が受けた災害を支給対象とする。

2 会員の事務所、又は現に会員自ら居住している宅地建物が、火災、風水害、その他不測の災害により損害を受けたときは、次の区分により見舞金を贈呈する。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 全壊、全焼又はこれと同等のもの | 20,000 円 |
| (2) 半壊、半焼又はこれと同等のもの | 10,000 円 |
| (3) 床上浸水又はこれと同等のもの  | 10,000 円 |

(申請)

第7条 この規程に定める慶弔金、災害見舞金を必要とする事由が発生したときは、それを証するに足る書類を添えて本部長に申請しなければならない。

ただし、事由の発生の翌日から起算して 2 年を経過したときは申請できない。

(一事一回の原則)

第8条 この規程は、一慶事、一災害について 1 年度原則 1 回限りの適用とする。

(規定に定めのない事項)

第9条 この規程に定めのない事項は、理事会で協議し処理する。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行なう。

付 則

1. この規程は、平成 2 年 5 月 21 日から施行する。

2. この規程は、一部を改正し平成 6 年 7 月 22 日から施行する。
3. この規程は、一部を改正し平成 9 年 10 月 7 日から施行する。
4. この規程は、一部を改正し平成 10 年 4 月 15 日から施行する。
5. この規程は、一部を改正し平成 12 年 10 月 20 日から施行する。
6. この規程は、一部を改正し平成 17 年 3 月 29 日から施行する。
7. この規程は、一部を改正し平成 20 年 10 月 28 日から施行する。
8. この規程は、一部を改正し平成 21 年 3 月 26 日から施行する。
9. この規程は、平成 22 年 7 月 1 日に一部を改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規程は、一部を改正し令和 1 年 10 月 24 日から施行する。
11. この規程は、一部を改正し令和 3 年 2 月 26 日から施行する。
12. この規程は、一部を改正し令和 5 年 3 月 3 日から施行する。